

川俣町教育委員会公用車リース仕様書

第1条

- 1 本仕様書は、川俣町教育委員会学校教育課の公用車リース契約に適用する。
- 2 本契約は、この仕様書により行うものとする。

第2条 契約の内容

本契約の内容は次のとおりとする。

1 件名

川俣町教育委員会公用車リース契約

2 リース車両の要件

- (1) 車両区分 四輪乗用自動車
- (2) 台数 1台（新規登録車両に限る）
- (3) 車体形状 5ドアハッチバック
- (4) 乗車定員 5名
- (5) エンジン ハイブリッドシステム / 燃料：レギュラーガソリン
- (6) 環境性能 平成30年排出ガス基準75%低減レベル
- (7) 燃料消費率 WLTCモード 31.0km/L以上
- (8) 排気量 1750cc以上
- (9) トランスミッション AT（オートマチックトランスミッション）
- (10) 駆動方式 2WD（前輪駆動）
- (11) 装備品 純正エントリーナビゲーション、ビルトイン型ETC車載器、バックガイドモニター、前後2カメラドライブレコーダー、フロアマット、サイドバイザー、パワーステアリング、ディスチャージヘッドランプ、ABS、TRC、パワーウインドウ、オートドアロック、オートエアコン、AM・FMラジオ、UVカットガラス、SRSエアバック、全席ELR付3点式シートベルト、フロントワイパー
- (12) 塗色 白系
- (13) 付属品 標準工具一式、ラジアルタイヤ（ノーマルタイヤ4本、スタッドレスタイヤ8本）アルミホイール（ノーマルタイヤ用、スタッドレスタイヤ用各4本）
※リース期間内で一度スタッドレスタイヤを更新する。
- (14) その他 車体後方左右各1箇所に「川俣町」の文字入れ（別途指示による）
- (15) 月間走行距離 500km/月
- (16) 料金に含まれる費用 ①登録納車費用 ②自動車取得税 ③自動車税、自動車重量税、印紙税 ④自動車損害賠償責任保険料 ⑤自動車リサイクル法に係る経費 ⑥車検整備費用（納車・引取含む）
（任意保険は別途加入のため、費用に含めないこと）

- (17) メンテナ ①継続車検費用 ②法定定期点検整備費用 ③一般修理費用 ④オイル及びエレ
ンスサービ メント交換費用 ⑤バッテリー交換費用 ⑥タイヤ交換費用 ⑦点検及び一般修
ス内容 理時の代車提供 ⑧一般消耗部品交換費用

3 納入場所

川俣町教育委員会学校教育課

4 リース期間

令和8年2月1日～令和13年1月31日（60か月）

5 契約の方法

月額によるリース契約とする。

第3条 契約の履行

- 1 本契約は、第2条の規定に基づき行うものとする。
- 2 納入者は、車両発注手続きに入る前に必ず発注者と事前打ち合わせを行うものとする。
- 3 納入者は、できる限り早期の車輛登録に努めること。
- 4 納入者は、一般的な四輪免許（オートマチック、マニュアル）保有者が乗車して、容易に正常な運転ができる車両を納車するものとする。
- 5 リース車両の定期点検等は、川俣町役場において引取り、納車を行うものとする。
- 6 リース車両の定期点検等に相当の期間を要し、川俣町の業務遂行に支障が生じる場合は、納入者はリース車両と同等の代車を納車するものとする。
- 7 川俣町の過失によらず、リース車両が使用不能な状態になった場合は、納入者は、翌日までにリース車両と同等の代車を納車するものとする。

第4条 リース料の支払い

- 1 納入者は、第2条の5の規定により、当該月分の賃借料を当月10日までに請求するものとする。
- 2 発注者は、前記1の規定による支払いの請求があったときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

第5条 その他

- 1 この仕様書に定めのない事項、または契約に関する疑義については、必要に応じて発注者と納入者との間で協議して定めるものとする。
- 2 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約となるため、契約締結にあたっては、月額・年額・総額を表示するものとする。